

「貝塚市の公民館活動の再評価について
・ 貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」
答申

令和 7（2025）年 2 月

貝塚市立公民館運営審議会

はじめに（この答申に至る経過について）

貝塚市立公民館運営審議会は、社会教育法第 29 条の規定に基づき、市の条例によって設置され、公民館長の諮問に応じて、毎年度、公民館が実施する各種の事業について調査・審議し、運営について助言してきた。

一方で、少子高齢化や人口減少などの社会変容の下で、近年、全国の公民館数や職員数は減少するなど、公民館と公民館をめぐる状況は大きく変化している。今までやってきた事業を延々と繰り返すことで、果たして、公民館は発展していけるのか、これまでの体制や取組の延長線上で公民館活動は持続していけるのか、という疑念や危機感が私たち審議会委員の中で強くなってきた。事業実施の方針や予算についての定例の審議の前後にも、このままでよいのか、もっと根本的な課題について話し合うべきではないか、という意見もしばしば出されるようになってきたのである。

1953（昭和 28）年の開設以来、貝塚市の公民館は、70 年以上にわたって地域のさまざまな課題に対応した学習支援を進め、子育て支援の取組に代表されるように全国から視察に来るほど先進的な公民館活動が行われてきた。しかし、時代が変化し、公民館を取り巻く環境が厳しさを増す中で、貝塚の公民館活動をさらに前に進めるためには、ここで一度立ち止まって意見を交換し、公民館のあり方や今後進むべき方向性を示していく必要があるのではないか。

このような意識から、審議を行うこととなったが、公民館長からの諮問を受ける前に、まず 2023（令和 5）年に審議会で実施されたのは、全委員と館長をはじめとする公民館職員が対等に意見を交換するグループディスカッションであり、公民館をめぐる社会情勢や全国的な動向・課題について理解を深めるための研修会であった。諮問に先だつこのようなプロセスを経て、審議を進めることになったのが表題の「貝塚市の公民館活動の再評価について・貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」という 2 つの諮問事項である。

つまり、この答申は、館長の諮問に答えるという公民館運営審議会の本来の役割に沿うものであるが、諮問事項の中に、すでに公民館と委員の共通の課題認識が埋め込まれているのである。

諮問を受けたのちも、長年にわたって公民館で音楽活動を継続してきた「ガラクタクラブ」、多世代にわたるつながりを形成しながら発展してきた「貝塚子育てネットワークの会」の中心メンバーにも審議会に出席いただき、経験やノウハウをお話いただいた。その後も、分科会形式で忌憚のない討議を繰り返してきた。

本答申は、この 2 年間にわたる審議をまとめたものであるが、その内容の多くは貝塚市の公民館がこれまで積み重ねてきた成果や資源、ネットワークのうえに成立している。この答申の指し示すものが、これからの貝塚市の公民館活動のさらなる発展に役立つことを切に願いたい。

第 36 期貝塚市立公民館運営審議会

委 員 長 萩原 雅也

副委員長 黒井 政信

委 員 中村 彰男

文野 春美

西田 陽

大畠 陽介

山本 憲明

高山 行雄

井上 誠一

久禮 智美

もくじ

はじめに（この答申に至る経過について）	p. 1
I 諮問事項 1 貝塚市の公民館活動の再評価について	
1. 貝塚市の公民館活動の特色	p. 4
2. 活動を支えてきた貝塚市の専門職体制	p. 6
3. 公民館活動の現状と課題	p. 8
II 諮問事項 2 貝塚市の公民館活動の新たなあり方について	
1. 社会教育の専門性とは何なのか／なぜ公民館に必要なのか	p.10
2. 現状をふまえた新たな職員体制	p.11
3. コミュニティ醸成・地域自治の実践の場（新採職員の育成への活用）	p.13
4. 高齢者が集まる場・社会参加の場	p.14
5. 困難な状況にある人たちの学習の場・居場所	p.15
6. 地域学校協働活動・部活動地域移行への貢献	p.16
7. 新しいツール（オンライン、バーチャルリアリティ）の活用	p.17
8. 交通手段の確保	p.18
III 資料	
1. 第36期貝塚市立公民館運営審議会に対する諮問について	p.20
2. 第36期貝塚市立公民館運営審議会委員(令和5年6月1日～令和7年5月31日)	p.22
3. 審議経過	p.23
4. 三館の概要	p.24
5. 職員体制の変遷	p.24
6. 直近10年間の公民館予算の変遷	p.26
7. 事業の内容（令和5年度）	p.27
8. 貝塚公民館歴史年表	p.33
9. 文部科学省の資料	p.36
巻末資料 貝塚市の機構の変遷	

I 諮問事項 1 貝塚市の公民館活動の再評価について

1. 貝塚市の公民館活動の特色

- 貝塚市の公民館は、資料編の歴史年表にまとめられているように、さまざまな課題に対応した主催講座を実施してきた。たとえば婦人学級の参加者との交流をとおして次なる地域の課題を見だし、それに直接関わる講座・イベントを次々と開設してきたのである。
- 社会変化から生じる生活課題や地域課題に対する共同学習は、全国的にも注目される成果を生み出すこととなった。「貝塚ファミリー劇場」「安心して老いるための貝塚連絡会」「障がい者の料理教室」「つるかめ大学」「貝塚子育てネットワークの会」等の先進的な取組は、研究者などから高く評価されるとともに、多様な人たちの学びにつながっている。さらに、協働学習から次々と NPO 法人が生まれており、このような実践の意義は、さまざまな課題が次々と生起する今日の状況のもとでますます高まっているといえよう。
- 審議会でも発表された「貝塚子育てネットワークの会」の活動は、社会教育に関する学会等でも報告され、全国的にも貝塚市立公民館の認知度をあげることになった。また、中央公民館が、現在地に新築移転する際に、公民館保育ボランティアが中心となった「公民館保育を考える会」が、こういう保育室がほしい、という要望を行った。それが現在の保育室に活かされている。事業のみならず、公民館の施設に対しても利用者が積極的に要望を出し、主体的に関わってきた。この住民の主体性を大切にし、あらゆる場面で公民館と利用者が協力して公民館活動を進めてきたことも、その後の子育てネットワークの会の活動の発展をもたらした。
- さらに、子育てネットワークの会の参加者からは、「ただ親子で来るだけ、遊ぶだけではなくて、そこには学びがあるということを知った。」という声があった。子育てネットワークの会の活動経験者が、PTA の役員を引き受けていることも報告された。公民館活動が、その人が当面する課題への対処を越えて、地域活動を支える「人づくり」の学びに確かに貢献している。
- 「クラブの活動をするだけではなく、公民館まつりなどで、赤ちゃんから年配の方まで一緒に、何か一つを作り上げるというところが魅力のひとつだと思う。」や「公民館大会に行くと、すごいなと思いました。貝塚市民は、公民館を必要にしているという雰囲気だった。スタッフもたくさんの人が協力して盛大に行われ、やっぱり公民館は良いところだなと思いました。」という意見もあった
- 審議会において発表された軽音楽クラブである「ガラクタクラブ」のように、50 年以上続く活動があることも特筆される。ここまで長い間継続して活動ができる条件

として、まず、時代の変化に対応して柔軟に活動を進めることができるリーダーやキーパーソンの存在があり、さらに市民ニーズに応じて臨機応変に対応してきた公民館の活動支援も見逃せない。

- 子育てネットワークの会、ファミリー劇場や音楽バンド連などの活動を公民館が共催事業という形で支援してきたことも大きな要因となっている。
- 子育てネットワークの会などの共同学習も、そのきっかけとなった講座などの学習機会・情報提供を起点としてみると、いずれも 30 年以上にわたって継続し、学習から実践活動へと発展している。持続的・発展的な学習活動、実践活動と、長いスパンを見据え、取り組まれてきた学習・活動支援こそが、貝塚市の公民館活動の何よりの特色といえるだろう。
- このような活動の蓄積から、貝塚市では、生涯学習＝公民館という印象を持っている人が多い。他の部署で、社会教育を活発にやりうる環境が少なく、貝塚市では、さまざまな地域の課題に対処する場として公民館が頼られてもいる。たとえば、障がい者を対象とした講座などにもいち早く取り組んできた。社会的に困難な状況に置かれ、支援を必要とする人たちに対する学習機会の提供を積極的に進めてきたことも、貝塚市の公民館の大きな特色である。

委員コラム①

時代の変化に即応して公民館活動を創造

1953 年に貝塚の公民館が開設されました。その時、私は中学 1 年生でした。それから 70 年余り、様々に公民館を利用させていただきました。

いま公民館には、後期高齢者・障がい者・子育てに勤しむ父母・学生など、立場の異なる人たちが自然に集っています。そして、専門職員の助言の下、自分の好む分野の講座やイベントに参加し、社会人としての良識を培っています。

しかし、参加者の多くは、「公民館はこんなもの」だと思っているようです。だが、他市の状況とはかなり異なります。

今後は、貝塚の公民館の長所を的確に理解し、それを根拠に将来あるべき姿を創造していきましょう。

井上 誠一

2. 活動を支えてきた貝塚市の専門職体制

- 70 年以上にわたる貝塚市の公民館活動を支えてきたのは、社会教育行政に意欲と専門性をもった公民館職員が存在である。
- 開設当初の公民館において、自信を持って公民館活動を創始し、率先していった強いリーダーシップを持つ館長、職員や指導者の存在が語り継がれている。たとえば、大きな楽器の置き場所に困っていた「ガラクタクラブ」の訴えを受け止めた公民館の職員が、本来、楽器を保管できる場所は公民館にはなかったのにもかかわらず、講堂の空いたスペースに置けるよう特別に計らってくれたというエピソードが審議会では報告された。この柔軟な対応や、その後のコンサートの機会提供など、活動の発展を見守りながら段階に応じた支援がなされたのは、学習支援への強い思いをもった公民館職員によってであった。
- 1970 年代半ばになると、専門職制度の確立をめざした取組が進められ、1985（昭和 60）年には明文化されている。これによって、社会教育主事有資格者の公民館主事発令と各館への配置、嘱託職員・正規職員による休日・夜間を含む時差勤務体制等が導入されることとなった（村田和子「貝塚市における社会教育職員制度の変遷」2023）。
- 計画的な専門職採用・配置と「貝塚社会教育主事会」による専門職の交流・研鑽によって、社会教育に対する基本的な共通理解を図られ、市民の実情に寄り沿い、共に学習を進めていく公民館の方向性が整えられていった。
- 子育てネットワークの会は、公民館からの呼びかけで始まって、専門性を持った職員が、非常に手厚い人的支援、物的支援、金銭的支援が継続することによって、今日までずっと活動が続いている。
- 専門職体制をとおして築かれ、共通の理念として受け継がれてきた公民館活動の重要な原則に、学習を「人権」として捉えることがある。公民館に来てくれる人ばかりを対象として事業を考えがちだが、公民館に来られない人、学習しようとしてもきっかけが無いという人に目を向けていくということが大切であり、その視点が専門職体制をとおして、職員の共通認識としてひろがっていった。これが、上述した障がい者を対象とした講座や保育付講座などに結びつき、貝塚市の公民館活動を特色づけているのである。
- しかし、1990 年代からの行財政改革等によって、専門職制度の進展は遅滞し、逆に人員削減や嘱託職員の増加が進められた。現在では、専門職として新規採用が厳しくなり、一般職となった正規職員は、他の部局と横並びで短い期間で人事異動が行われる。公民館利用者からは「職員の異動が激しい。昔は館長が長い期間いて、一生懸命目的に向かって活動していた。職員の定着と専門性を考えていかないと効

果が上がらない。」という意見がある。

- 現状の煩雑な職員異動を補完する役割を果たしているのが、長年公民館に勤務し、経験知やネットワーク資源を蓄積しているベテランの会計年度任用職員である。たとえば、会計年度任用職員の中にも子育てネットワークの会の活動経験者がいることが、適切な支援につながっている。
- 会計年度任用職員を含む公民館の職員は、社会教育に対する専門性にもとづいて、人とのつながりを大事にしながら、公民館活動を進めてきた。活動を見守ってきた職員、先輩、さらには自分達と違う活動の方々から「頑張ってるね」と言われたら、「もうひと踏ん張り頑張ろう」と思えることが多いという意見は、貝塚市が大切にしてきた専門職体制の下で培われたネットワークの価値を示している。

委員コラム②・館長コラム①

活動を支えてきた専門職体制

人とのつながりは、私たちの生活を豊かにする上で欠かせないものです。私自身も知り合いのいない土地での子育てや生活をスタートする上で、人とのつながりはなくてはならないものでした。悩みを共有したり、励ましの言葉をかけあったりすることで、心の安定を図ることができました。ボランティア活動などを通じて社会に貢献したり、様々な価値観に触れたりすることで自己成長を促し、視野を広げることでもでき、幸福感や生きがいを感じることにつながります。

現代社会では、SNSの普及などにより人とのつながり方が多様化しています。同じ趣味を持つ人と交流したり、コミュニケーションを取ったりして、様々な情報を得ることができる一方で孤独感を感じている人も増えています。

公民館は人とのつながりがあり、信頼できる職員に相談することができるところです。このつながりは私たちの人生を豊かにする上でとても大切なものです。積極的に人と関わり、良好な人間関係を築くことで、私たちはより豊かな人生を送ることができます。

久禮 智美

私は、令和3年に中央公民館に配属された当初、ある学習会の中で、仕事を定年退職し、妻から勧められたことがきっかけで公民館で活動する利用者が言った「公民館と出会って自分の人生が変わった。公民館に

来ていなければ、今ごろどんな人生を送っていたのだろう」という言葉に深い感銘を受けました。

もともと教職志望だった私は、この言葉を聞き、人の価値観や生き方、人生を変える力がある「教育」の世界の魅力にあらためて気づかされました。

貝塚市の公民館が持つこの教育の力は、社会教育に対する深い知識と経験をもった公民館職員が、今日まで利用者と親身になって関わり、信頼関係を築いてきた賜物ではないかと常々感じています。

中央公民館長 甲斐 裕二

3. 公民館活動の現状と課題

- 公民館活動を支える職員体制が抱える課題とともに、講座の参加者やクラブ・サークルの固定化、高齢化も現在の公民館活動の課題となっている。前述したように30年を超える継続的な学習活動が注目され続ける反面、近年は新たな参加者層による新しい学習活動は先細りとなっている。
- 審議会の資料として配付された公民館の年表を見ると、1993（平成5）年に中央公民館が建て替えられて、移転してから以降の動きが少なく、それまでの活発さに比べると活動が全般的に弱くなっているのは否めないと感じるとの意見があった。
- さらに、審議会では、若い世代の利用が少なく利用者が固定化することへの危機感、公民館活動を知ってもらう広報が不十分であること、課題に対応するだけではなく趣味・教養を含めて興味を惹きつけやすい新たな活動を創ることが必要ということが、以下のように繰り返し実感をもって指摘された。
- 「利用者の固定化、新たな人にどうやって来てもらうか考える必要がある。」「安心できるとか信頼できる大人や誰か職員さんとかに聞けるとかできる場ができるいいですが。子どものクラブやクラブ団体が本当に少なくなっている現状がある。」
- 「私自身、かつては公民館が実際どういう活動をしているのか知らない、知ろうとしていなかった。もっと広報をして、何のために活動しているのかと言う事にまずは目を向けてもらえるように、PRが必要である。」「公民館を全然知らない人が来るためにどうすればいいのか、どう広げるかということをもっともっと考えたい。」
- 「これからの公民館はプラスアルファが必要かと感じる。やっている内容はいいけれど、一步前に行く内容が無いように感じた。」「地域で今何が必要なのか、地域の課

題は何かというところを吸い上げる場所を充実してほしい。」「震災以降、若者の間でもつながりの必要性が認識されるようになってきた。ただし、個人として強く誰かと結びつくことを求めるのではなく、例えば“ハロウィン”のように自分が主体的に参加でき、誰かと時間と場所を共有しながら一緒に盛り上がり、参加している実感を求める若者が増えているともいわれている（「トキ消費」博報堂生活総合研究所、2017）。こうした世相も踏まえて、公民館で新しい人のつながりをどうつくるか考える必要がある。」

館長コラム②

公民館活動の現状と課題

私自身、公民館への配属年数が現在6年目（山手2年・浜手4年目）になり、これからの公民館のあり方についての思いを書きます。

人口減少とも相まって、公民館の利用者数が減ってくると仮定した時に、何が必要であるのか。今、圧倒的に60歳以上の方、中でも女性の利用が多いのが実感です。利用者増のため現役世代、中でも男性の利用促進が急務だと考えます。そのためには、実生活に即した講座はもちろんですが、特化した講座や学習を取り入れることも大切であり、また、平日の夜間や土日を開催するなどの工夫を積極的に行うことが必須だと思うのです。

社会教育といった概念に縛られず、職員の斬新なアイデアを引き出しながら、時代に即した講座やイベントを行い、「行ってみたくなる公民館」に引き続き尽力していきます。

浜手地区公民館長 小西 克治

II 諮問事項2 貝塚市の公民館活動の新たなあり方について

- 審議会でのグループディスカッションや全体会をとおして得られた多様で貴重な意見を集約し、次の1～8の項目としてまとめている。

1. 社会教育の専門性とは何なのか／なぜ公民館に必要なのか

- 諮問事項Ⅰ・2でも述べたように貝塚市の公民館活動を推進し、その特色を生み出す発展の動因となったのは、貝塚市が大切にしてきた専門職体制であるといっていよい。しかしながら、社会教育法には、公民館の専門的職員として公民館主事という名称が明記されているが、図書館の司書、博物館の学芸員とは異なり、資格要件が定められていない。それに代わるものとして1985年の「要綱」では、社会教育主事有資格者が充てられている。
- 社会教育主事任用資格（社会教育士）については、大学での履修科目等の規定がある。それをふまえた上で、今後の貝塚市の公民館活動を進めるために、専門職としてとくに重要な柱となるのは次の3つの知識、能力や資質ではないかと思われる。①社会教育・生涯学習支援に関する専門的知識、②幅広いコミュニケーション・ファシリテーション能力、③専門職ネットワークと関係性資源
- 1つめの専門的知識は、社会教育主事任用資格取得のために大学や社会教育講習において学ぶものであり、専門職のベースとなる知識である。しかし、審議会では「公民館では職員さんが非常に親切で良い方ばかりだと思っているが、利用者にとって嬉しい職員というのは、専門的知識ではないのでは。」という意見があった。
- 2つめの幅広いコミュニケーション・ファシリテーション能力が重要なことは、貝塚市の公民館活動の特色としてまとめた内容をみても明らかである。
- 公民館職員は、さまざまな学習者の気づきや、学びの深化を見極めながら、適切な支援を行わなければならない。しかし、学習者に寄り添い、コミュニケーションを円滑に進める能力やサークル・クラブなどの団体・組織と柔軟に関係をつくり、人びとをエンパワーする能力がなければ、支援は学習者には届かない。公民館活動では、専門的知識を学びの現場に活かすことのできる人間的能力が大切となる。もちろんこのような能力を身に付けるには経験が必要であり、時間もかかる。基礎的知識を身に付けた社会教育主事有資格者を配置するとともに、ある程度の期間、継続した勤務が望まれる。
- 3つめの資質は、具体的には専門職同士のネットワークによる他の自治体、公民館、学会などのコミュニティとの関係づくりである。これは見過ごされがちなかもしれないが、とくに、新たな事業を企画したり、学習活動の成果を適切に評価したりするために必要となる。子育てネットワークの会などの高い評価は、貝塚市の誇りともなっているが、それはこのような幅広い外部とのつながりや関係をとおしてもたらされたものなのである。

委員コラム③

社会教育の専門性について

公民館の役割を考えたときに社会教育の専門性が必要であることは云うまでもありません。そして必要とされる専門性は社会教育士取得と同レベルのものであると云えます。

公民館職員全員の社会教育士取得というのが理想ですが、非常に困難なことです。もし本当に実現を目指すのであれば、取得者を少しずつ計画的に増やしていく組織的で継続的な取り組みが必要となるでしょう。しかも社会教育士の取得は公民館職員だけでなく、市職員全員にとっても有意義なものですし、頻繁に行われる人事異動を考えると、全職員への展開も視野に入れる必要があります。しかし貝塚市立公民館のアドバンテージを維持するためには一考の価値があると思います。

大島 陽介

2. 現状をふまえた新たな職員体制

- 1985 年の「要綱」は消えさったわけではない。貝塚市の特色ある公民館活動の持続、発展のためには、専門性の高い職員の継続的な配置が必要であるという認識は、弱まったとはいえ残っている。しかし、行財政改革のさらなる進展、「新しい公共」の理念の下での公民連携の進化、少子高齢化と人口減少という状況の中で、その推進には一層の困難が予想される。
- これまでの行財政改革のもとで拡大してきた嘱託職員、とくに 2020（令和 2）年度からの会計年度任用職員の採用は、正規職員による専門職配置という「要綱」の趣旨からは逸脱しているかもしれない。しかし、行革の嵐のもとでの公民館活動継続への精一杯の抵抗であり、時代に棹さず知恵であったということもできる。
- また、公民館活動に主体的に関わってきた実践経験を持つ市民を、年度更新の会計年度任用職員という不安定な条件とはいえ、職員として採用できることは別のメリットもある。職員と市民が共同で創り上げてきた貝塚市の公民館活動の暗黙知を継承し、次世代につなげ広げるとともに、市民のリーダーであった人材が、職員としての立場から活動支援のあり方を再考する機会ともなりうる。

- しかしながら、本来あるべき方向性は正規職員の配置を充実させることである。職員と利用者が単なる顔見知りという段階を超えて、互いの人柄や関心を理解していくためには、どうしても時間がかかる。住民との関係を深め、学び合いを進めるためには、数年単位の人事異動を前提条件とするのではなく、ある程度の長いスパンでの職員の継続した配置が望まれる。
- なお、他市町村の公民館で導入されている指定管理者制度については、つながりづくり、地域づくりの拠点である貝塚市の公民館にはなじまない。全国・近畿地区公民館大会などで他市町村の実例を知っても、貸館主体や施設管理の効率化に偏りがちな指定管理者制度の導入は、持続的・発展的な学習活動、実践活動とそれを支えてきた継続的で柔軟な支援という貝塚市の公民館活動の衰退につながるものではないかと危惧される。
- まとめると、貝塚市の公民館においては直営を維持しながら、正規職員の配置と専門性の育成に向けた一層の努力とともに、経験知を持つ会計年度任用職員の継続的、計画的採用とのベストミックスを探り、あわせて非正規雇用の職員へのサポートの充実や交流機会の拡大などを積極的に進めていく必要がある。

委員コラム④

現状をふまえた新たな職員体制

全国や近畿の公民館研究大会に参加し感じることの一つは、貝塚の公民館の状況が当たり前のものではないということです。

他の市町村では、公民館の統廃合によって身近な活動の拠点が失われたり、職員が兼務となり相談できる時間が減ったり、これまでまったくなじみのなかった指定管理者が運営するようになったりする変化が起きているようです。

こんな経験もあって、公民館運営審議会の委員からは、貝塚市の現状に対する評価や熱い思いがたびたび表明されてきました。公民館の事務室におられる職員の方々に気軽に話しができ、さまざまなかわりをおして気づき、つながっていけることへの感謝を改めて申し上げたいと思います。

このような交流が毎日起きる公民館を、これからの地域づくりをめざす市役所の職員の方々に、一人でも多く体験していただきたいと願っています。

萩原 雅也

3. コミュニティ醸成・地域自治の実践の場（新採職員の育成への活用）

- 他部局から公民館に異動となった職員の方と話すと、「こんなに市民との距離が近い職場は初めてだ。」「市民協働をどうすればいいのか公民館で理解できた。」などの声を聴くことがある。また、それまでの部局での勤務経験をとおして培われた知識やスキルを公民館における市民との交流の機会に伝えて喜ばれたという話も聞くことがあった。
- まanus複雑化・多様化していく社会的課題は、行政だけでは解決することが難しく、市民と連携・協働が欠かせない。たとえば市の第4次福祉計画などでも、「担い手の育成」や「ふれあいと支え合い」などが謳われている。しかし、スローガンではなく、市民との協働を実際に進めるためには、従来行われてきた法規による公平性に基づく対応だけでは不十分である。さまざまな市民の声に耳を傾け、市民の主体性・自律性を尊重しつつ一緒に物事を進めていくことができる職員の意識改革、新たなマインドセットやスキルの獲得が必要となる。
- そのような職員の意識や姿勢を育む場として、コミュニケーション・ファシリテーション能力が必要とされ、市民と日常的に交流し、市民との共同学習を積み重ねてきた公民館こそがふさわしいのではないだろうか。
- 現状の職員体制のもとで、専門職採用が難しく、異動も煩雑にならざるを得ないなかで、逆にそれを利用して、新規採用をはじめとする職員が、必ず一度は公民館で勤務することが制度化できないであろうか。この「市役所の公民館化」は、市民との対話、市民協働の現場であり、学習活動・実践活動が芽生える土壌である公民館の価値を、これまでにないひろがりで活かすことができると考えられる。

委員コラム⑤

コミュニティ醸成・地域自治の実践の場（新採職員の育成への活用）

私にとって長年通ってきた公民館のイメージは、民主的で人間的で母性的・・・であり、そこで働く職員、そこに集まる利用者の印象もまた重なります。

この先、生成AI、ロボットの時代になっても公民館は「市民との距離が近い」「市民協働」の職場であることに変わりなく、日常的な生身の交流、議論の現場には共同社会的な良さがあると思います。

職員が利用者と向き合い、例えば高齢者の多様な人生の機微、要望に接することは、生き方の気づきとなり、行政マンのスキルとなり、市民

を置き去りにしない行政の在り様を学ぶよい機会では。

健康長寿の第一は人と人との「つながり」だといいます。公民館職員の出番です。

山本 憲明

4. 高齢者が集まる場・社会参加の場

- 参加者の高齢化は、公民館活動の課題の一つとして否定的に捉えられがちである。しかし、高齢化が急速に進む貝塚市において、多彩な趣味・教養をよりどころとし、これだけ多くの高齢者が日々集い、学び合い、また、世代を超えてふれあっていることの意義に目を向ける必要がある。同じ興味や関心でつながる場があり、みんなと楽しむ、おしゃべりする、嫌な話も嬉しい話も交流できる公民館は、高齢者のウェルビーイングを進める拠点になっているのである。
- 地域包括ケアシステムを推進する市の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画には「住民同士が支え合う関係づくり」や「高齢になってもひととかかわり、地域とかかわるまちづくり」が盛り込まれている。このような関係づくりを進めるためには、公民館が福祉部局や社会福祉協議会との連携の深化を図っていく必要がある。
- 公民館には高齢者の学習、交流や実践を支援してきた実績とノウハウの蓄積があり、多くの高齢者が参加するサークル・クラブがいきいきと活動し、そこでは活動を進めることができる市民リーダーも育まれている。今後、一層の高齢化の進展が予想される貝塚市における高齢者の社会参加、学習・交流・実践活動のプラットフォームとしての公民館を再認識し、高めていくことが求められる。

委員コラム⑥

高齢者が集まる場・社会参加の場

身近で安価な費用でたくさんの方々と交流し、生き生きと活動できるのは、地域の公民館だと思います。

活動内容も多岐に渡り、参加者のニーズに沿った内容が用意されています。また、参加者からの要望や公民館からの提案などもあり、より充実した活動が展開されています。高齢になり、体力的な問題も考えられ

ますが、ヨガなど健康づくりにも積極的に行われています。

趣味や教養はもちろんですが、人として、にんげんとして生きる道しるべとなってくれる豊かな公民館を望みます。

公民館 あなたもわたしも つどう 場所

文野 春美

5. 困難な状況にある人たちの学習の場・居場所

- 諮問事項Ⅰでもふれているが、貝塚市の公民館は、学習を「人権」として捉え、困難な状況にある人たちに寄り添った学習機会提供や支援を続けてきた。これからも社会変容と分断が進む中で、社会的孤立などの状況にある人たちに対して、来てくれば生き生きとできるというメッセージを発し、あらゆる人が居場所を見つけられる公民館であることは、さらに大きな意味を持つ。
- これまでの社会保障の枠組みから外れがちな人に対する「重層的支援」が進められ、さらに2023（令和5）年度に施行された「孤独・孤立対策推進法」によって、社会とのつながりが薄い人への対策が講じられつつある。このような従来の社会保障や福祉ケアの外側にいる人々へのアプローチについても、地域社会のネットワークの核となっている公民館への期待が高まっている。
- 「人権」としての学習を堅持しながら、より多くの困難な状況にある人々への学習支援、社会参加支援を公民館として進めていただきたい。そのためにも、前述した職員体制の充実が求められる。

委員コラム⑦

困難な状況にある人たちの学習の場・居場所

「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月1日施行されました。日本政府が孤独や社会的孤立に対する対策を強化するために制定した法律です。

この法律の目的は、社会とのつながりが薄い人々に対して支援を提供し、彼らが孤独や孤立から解放されるためのサポートを強化することで

す。政府は孤独や孤立に対する政策を策定し実施する責任を持ち、地方自治体は地域における孤独・孤立対策を推進するための具体的な取り組みを行います。社会的孤立に悩む人々に対して、カウンセリング、コミュニティ活動、支援サービスなどの提供を行い、孤独・孤立の実態を調査し、その原因や対策についての研究を進めていくことによって、社会とのつながりが薄い人々が必要な支援を受けやすくなり、彼らが再び社会に参加するための道が開かれることになります。

これらは、真に孤独や孤立を無くす為のツールとしては必要不可欠であり、今後「公民館」の置かれる立場は非常に重要だと感じております。

黒井 政信

6. 地域学校協働活動・部活動地域移行への貢献

- 2018（平成 30）年に策定されたスポーツ庁、文化庁のガイドラインに沿って、中学校の部活動の地域移行が進められている。しかし、実際に地域で部活動の指導ができる指導者や地域での活動場所を見つけることは簡単でないことが予想される。
- 一方で公民館においては、市民によって多様な学習活動・文化活動が定期的に展開されており、その活動内容やメンバーなども公民館が把握しており、公民館という公的機関をとおして情報を得ることができ、つながりをつくることも可能である。
- 公民館活動の課題として、参加者の固定化をあげたが、中学校の部活動の活動場所として公民館が開かれ、サークル・クラブが中学生と一緒に活動できれば、部活動に新たな息吹をもたらすとともに、公民館活動の活性化にとってもプラスとなる。今後の学校部活動の地域移行に対して、公民館が積極的に関わって行く必要がある。
- 公民館で活動するクラブ・団体からは、自分たちの活動を多くの人や地域に広げたい、公民館を訪れる子どもとふれあい、学校ともつながりたいという意欲が表明されている。また、審議会では、公民館が今後、継続し、社会的な価値を高めていくためにも、学校との協働は欠かせないという意見も多かった。
- 現在、開かれた学校と教育コミュニティづくりをめざしたさまざまな取組が進められている。すでに貝塚市においては、1999（平成 11）年に、中央公民館が地域団体や小学校と連携・協働して余裕教室を活用した「北小学校ふれあいルーム」を設置し、開かれた学校づくり、地域の人びとの学習活動と地域づくりに寄与してきた実績がある。その経験を活かして、今後の地域学校協働活動の推進に公民館が関与していかなければならない。

委員コラム⑧

地域学校協働活動・部活動地域移行への貢献

上記で述べたように、公民館では多様な学習活動や文化活動が定期的に展開されている。

一方で、学校現場では、クラブ活動等今まで学校教育のみで担ってきた部分を、地域人材の力を借りて、より活性化しようという動きが盛んになってきている。また、令和7年度より、各小学校区で学校運営協議会を立ち上げようという動きがある。これらの動きを総合的にとらえた場合、今こそ地域と学校がお互いの長所を生かしながら協力していくことが、求められている時代に入ってきているように思う。

そういう視点で、公民館と学校のとりくみの枠組みを見直す今後の10年間になるのではないだろうか。

中村 彰男

7. 新しいツール（オンライン、バーチャルリアリティ）の活用

- 多くの市民にとって、インターネットやスマートフォンなどの ICT は生活に欠くべからざるインフラとなっている。とくに若い世代を中心に学習情報や学習資源の獲得もオンラインが使われている。オンラインツールは時間や空間の制約を飛び越え、人間関係の煩わしさを避けることができるという点で大きな利点を持っている。
- また、公民館においては、2023（令和5）年度に3館すべてにフリーWi-Fiが導入された。このWi-Fiをより積極的に活用した事業や活動を展開していきたい。たとえば、講演会のインターネット配信、各館で行われている公民館まつりの全館視聴、子どもがスマートフォンの操作を高齢者に教えるといった講座などが、審議会では話題に上った。「SNS 公民館」などの取組も可能性がひろがっている。
- しかしながら、フィジカル空間での出会いやふれあいが人間生活にとって最も重要なものであり、学習活動、実践活動は対面を第一とすることは今後も普遍的であるだろう。時間と場を共有する人と人のふれあいがかけがえのないことをふまえた上で、たとえば多世代へ情報を発信し、新たな参加者を獲得するなど、オンラインやバーチャルリアリティをツールとして活用していく必要がある。

委員コラム⑨

新しいツールの活用と公民館の未来

近年、インターネットやスマートフォンなどのICTは、現代の市民生活に欠かせないインフラとなり、特に若い世代において学習の場としても広く活用されています。

公民館もこれに対応し、2023年度には全館にフリーWi-Fiを導入しました。この利便性を活かして、講演会等のインターネット配信や、SNSを通じた情報発信、各館のイベントのオンライン視聴、さらには「SNS公民館」といった新しい取り組みが可能になっています。

オンラインツールを活用すれば、時間や場所に縛られず、多くの市民に情報を届けられます。

ただし、学びや交流の本質は対面でのふれあいにあるため、オンラインと実際の活動をうまく組み合わせることが重要であると考えます。多世代を繋げ、新たな参加者を呼び込むために、今後もICTを活用した事業展開も取り組んでいければと思います。

西田 陽

8. 交通手段の確保

- 高齢化の進展にともなって、今後、公民館で対処が必要となってくるのが、公民館へのアクセスの確保の問題である。
- かつては、自家用車の普及にともなって、公民館への駐車場拡大への要望が増し続けていたが、高齢化がさらに進展すると、自家用車を運転することが難しい利用者の増加も想定される。また、学習を「人権」として保障するという面からは、あらゆる人の参加を促進するための公的なアクセス保証は避けて通れない課題となる。
- 前項目7で述べたように、オンラインツールがいくら発展したとしても、公民館の存在意義は、対面による参加や交流にあると考える。公民館だけで解決できる問題ではないと思われるが、すべての人の交通手段の確保にもっと公的資源を費やしてもよいのではないだろうか。
- 貝塚市は、令和7年1月から約1年間の予定で、山手の一部地域を対象としたデマンド交通の実証運行を開始した。予約に応じて、あらかじめ決められた乗降ポイント間をその都度ルートと時間を決めて乗合で運行するとのことで、乗降ポイントには山手地区公民館が含まれている。実証運行の段階ではあるが、今後、デマンド交通が

全市に普及して、公民館へのアクセス手段の一つとなることを期待したい。

委員コラム⑩・館長コラム③

交通手段の確保

移動方法としては、コミュニティバス（は～もに～バス）と水鉄バスがあります。

は～もに～バスは、乗り継ぎ所が6ヶ所あります。私の場合、浜手地区公民館の利用者なので、和泉橋本駅前から脇浜高架下まで行きます。約30分かかります。しかもバスは1日5～6本しかありません。

水鉄バスだと、南海貝塚駅前から二色アジュール前まで約15分かかります。こちらは1時間に2本あります。便利ですが、貝塚駅までは遠いです。

ならば、クラブ員どうして乗り合わせて来るのは理想ですが、個々に予定があるのでむずかしいと思います。

そこでライドシェアはどうでしょう。2024年4月から一部地域で実施されていますが、まだまだ規制が多いです。もっと一般に普及してほしいです。

高山 行雄

貝塚市は海から山へ細長い形状、ウナギの寝床のようだと、そして、その中に3つの公民館があると、今までヤマチク（山手地区公民館）見学の小学生にどれだけ言ったか。

貝塚公民館の宣伝動画、ヤマチク最初のシーンは水間鉄道・三ヶ山駅。子どもたちには駅のすぐそばだと言った。だが、実際は駅から450m、歩いて5分。なかなか電車で来る人は少ない。

さらに、市役所を中心に市内を循環するコミュニティバスは、3本のルートがありながらヤマチクがルート外となっている。ヤマチクだけでなく、市の各施設を見渡せば、交通アクセスは悩みの種である。

公民館に来館する高齢者も免許返納は気にしているようだ。しかし、一条の光がこのヤマチクを照らすことになる。本年、1月7日より山手方面デマンド交通試験運転が始まり、ヤマチクが乗降ポイントの一つになる。何とか定着してほしいと、担当課とデマンド交通出張相談コーナーなるものを提案した。とにかく、今は周知と宣伝を強化していくしかないのか。

山手地区公民館長 井川 剛

Ⅲ 資料編

1. 第 36 期貝塚市立公民館運営審議会に対する諮問について

貝 教 中 第 24 号
令和 5 年 12 月 19 日

第 36 期貝塚市立公民館運営審議会
委員長 萩原 雅也 様

貝塚市立中央公民館
館長 甲斐 裕二

貝塚市立浜手地区公民館
館長 小西 克治

貝塚市立山手地区公民館
館長 井川 剛

第 36 期貝塚市立公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定により、下記の内容について貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

・諮問事項 1

貝塚市の公民館活動の再評価について

諮問理由

貝塚市の公民館は、昭和 28 年の開館以来、今年で 70 周年を迎えました。

この間、貝塚市の公民館から生まれた様々な講座・活動の中には、「保育つき講座」や「ガラクタクラブ」「貝塚子育てネットワークの会」「貝塚ファミリー劇場」に代表されるように、公民館職員並びに活動に携わってきた公民館利用者をはじめとする市民の努力により、今日に至るまで長く継続しているものも多く、全国の公民館及び社会教育関係者から高い評価を受けてきました。

開館 70 周年の節目を機に、これまで築いてきた貝塚市の公民館の活動の強みは何か、また、職員の異動や活動の担い手の入れ替わりがある中で、長く活動が継続できた要因は何か、あるいは再評価されるべき点はないのかなどをあらためて確認し、アピールしていく必要があると考えています。

つきましては、上記の諮問事項についてご審議いただきますようお願いいたします。

・ 諮問事項 2

貝塚市の公民館活動の新たなあり方について

諮問理由

全国の公民館の状況として、統廃合や生涯学習センター、コミュニティーセンターなど他施設への変更により館数が減少を続け、また、運営面においても職員の削減により事業が縮小する館や新たな管理手法を導入する館が増えつつあります。

また、貝塚市の公民館においては、社会全体の少子高齢化進展に伴う利用者の高齢化や、社会教育の専門性を身につけた職員が不足していることなどが課題となっており、さらに、「貝塚市公共施設等総合管理計画」の見直しが進められる中で、公共施設としての公民館のあり方が問われようとしています。

このような状況の下、現在、文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会において、公民館を含む社会教育施設における今後の生涯学習・社会教育の振興方策が議論されていますが、その中で、今後、デジタルの活用を図りながら社会教育の人材をつなぎ、地域の学びと実践を推進していくプラットフォームとしての役割を担うことや、地域学校協働活動など地域と学校の連携・協働を推進していくことが公民館に期待されています。

これらの事を踏まえ、今後、貝塚市の公民館を発展させるための公民館活動の新たなあり方についてご審議いただきますようお願いいたします。

・ 答申期限

令和7年3月末日

2. 第36期貝塚市立公民館運営審議会委員(令和5年6月1日～令和7年5月31日)

区 分	選出母体等	氏 名
学校教育	貝塚市校園長会	中村 彰男
社会教育	貝塚市PTA協議会	葛山 由実 (～令和6年3月)
	地域学校協働活動推進員	文野 春美 (令和6年5月～)
社会教育	貝塚商工会議所	西田 陽
社会教育	貝塚市民生委員・児童委員協議会	黒井 政信
社会教育	貝塚市立中央公民館クラブ協議会	大畠 陽介
社会教育	貝塚市立山手地区公民館活動協議会	中野 伸和 (～令和5年10月)
		山本 憲明 (令和6年5月～)
社会教育	貝塚市立浜手地区公民館利用者連絡会	高山 行雄
社会教育	貝塚市障害者児団体連絡会	井上 誠一
家庭教育	貝塚子育てネットワークの会	井谷 麻衣子 (～令和6年3月)
		久禮 智美 (令和6年5月～)
学識経験	大阪樟蔭女子大学名誉教授	萩原 雅也

3. 審議経過

審議会	開催日	審議内容
令和5年度 第1回	令和5年 8月11日	・公民館運営審議会に対し諮問を行うことを説明
第2回	10月24日	・審議会への諮問に向けた委員研修。 公民館を取り巻く社会情勢や全国的な公民館の動向・課題。 貝塚公民館の歴史、現在の取り組み、利用状況。 ・公民館職員を交えたグループトーク。 諮問に向けて、貝塚の公民館について思うことをフリートーク。
第3回	12月19日	・甲斐中央公民館長より諮問「貝塚市の公民館活動の再評価について・貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」を萩原委員長に提出。
第4回	令和6年 2月19日	・諮問事項1「貝塚市の公民館活動の再評価について」審議。 グループトークを実施し、「貝塚の公民館のいいと思うところ」について意見交換。
令和6年度 第1回	6月4日	・諮問事項1「貝塚市の公民館活動の再評価について」審議。 「ガラタクラブ」福永さん、「貝塚子育てネットワークの会」沼野さんから、活動が長く続いてきた秘訣など聞き取りを実施。質疑応答、意見交換を行う。
第2回	8月20日	・諮問事項1「貝塚市の公民館活動の再評価について」審議を総括。 ・諮問事項2「貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」審議の方向性を提示。（萩原委員長作成メモ） グループトークを実施し、メモの内容等について意見交換を行う。
第3回	10月25日	・諮問事項2「貝塚市の公民館活動の新たなあり方について」審議。 ・萩原委員長より「答申の構成(案)」を提示、説明。 グループトークを実施し、「萩原委員長作成メモ」及び「答申の構成(案)」について意見交換を行う。 ・「答申の構成(案)」に基づき、答申の素案を作成し委員に事前配布。
第4回	12月17日	・答申素案について意見聴取を行う。 ・各委員に答申に掲載するコラムの執筆を依頼。 委員の意見を踏まえ、最終の答申案をまとめる。 ・答申案を委員に事前配布して意見聴取。微修正して答申を完成させる。
第5回	令和7年 2月20日	・館長に答申提出

4. 三館の概要

・貝塚市立中央公民館

所在地 貝塚市畠中1丁目18番1号
 設立 平成5年5月
 延床面積 1,239 m²
 貸部屋数 8

・貝塚市立浜手地区公民館

所在地 貝塚市二色2丁目7番2号
 設立 平成元年4月
 延床面積 1,022.51 m²
 貸部屋数 6

・貝塚市立山手地区公民館

所在地 貝塚市東山7丁目10番1号
 設立 平成3年4月
 延床面積 2,201.50 m²
 貸部屋数 12

5. 職員体制の変遷

(中央公民館)						
期 間	職 員 (再任用職員含む)	常勤嘱託員 (令和2年度より会計 年度任用職員)	非常勤嘱託員	社会教育指導員	アルバイト	計
平成5～6年度	4	1		1		6
平成7年度	3	1		1	1	6
平成8～11年度	4	1	1			6
平成12年度	3	2			1	6
平成13年度	4	2				6
平成14年度	3	3			1	7
平成15～29年度	4	3				7
平成30年度	4	2			1	7
令和元年度	4	3				7
令和2～4年度	4	3				7
令和5～6年度	4 (1名育休)	3			1	8

(浜手地区公民館)						
期 間	職 員 (再任用職員含む)	常勤嘱託員 (令和2年より会計年 度任用職員)	非常勤嘱託員	社会教育指導員	アルバイト	計
平成元年度	1	2 (館長含む)				3
平成2～4年度	2	2 (館長含む)				4
平成5～8年度	2	2 (館長含む)	1			5
平成9年度	2	3 (館長含む)			1	6
平成10年度	1	3 (館長含む)			1	5
平成11～13年度	2	3 (館長含む)				5
平成14年度	2	3			2	7
平成15～21年度	2	3				5
平成22年度	2	3			1	6
平成23年度	2	2			1	5
平成24～令和5年度	2	3				5
令和6年度	3	3				6

(山手地区公民館)						
期 間	職 員 (再任用職員含む)	常勤嘱託員 (令和2年より会計年 度任用職員)	非常勤嘱託員	社会教育指導員	アルバイト	計
平成3～6年度	3	2 (館長含む)				5
平成7年度	3	2 (館長含む)			1	6
平成8～9年度	3	2 (館長含む)				5
平成10年度	2	2 (館長含む)				4
平成11～13年度	3	2 (館長含む)				5
平成14～18年度	3	2				5
平成19～20年度	2	2			1	5
平成21～令和3年度	3	2				5
令和4年度	3	1			1	5
令和5～6年度	3	2				5

6. 直近10年間の公民館予算の変遷									
年度	市歳出計 (千円)	教育費 (千円)	教育費/市歳出 (%)	公民館費 (千円)	公民館費/教育費 (%)	各年度当初現在人口(人) 前年度末の住民基本台帳			市民1人当たりの 公民館費(円)
2015	31,179,376	3,287,963	10.5	155,418	4.7	(平成27年3月)	89,491		1,737
2016	31,580,142	2,632,520	8.3	130,767	5.0	(平成28年3月)	88,980		1,470
2017	31,678,853	2,450,606	7.7	130,374	5.3	(平成29年3月)	88,390		1,475
2018	31,065,309	2,489,837	8.0	137,021	5.5	(平成30年3月)	87,433		1,567
2019	33,788,480	2,457,848	7.3	127,999	5.2	(令和元年3月)	86,613		1,478
2020	35,290,989	2,960,926	8.4	139,529	4.7	(令和2年3月)	85,900		1,624
2021	38,649,632	3,375,732	8.7	139,689	4.1	(令和3年3月)	84,718		1,649
2022	36,431,796	3,010,253	8.3	143,077	4.8	(令和4年3月)	83,577		1,712
2023	36,516,587	2,979,472	8.2	235,451	7.9	(令和5年3月)	82,960		2,838
2024	36,591,149	2,907,366	7.9	185,299	6.4	(令和6年3月)	82,146		2,256

7. 事業の内容（令和5年度）
（中央公民館）

事業区分	講座・事業名		期 間	延べ参加者数
青少年対象事業	レッツ TRY 事業（登録数）		通年	—
	少年少女合唱団・定期演奏会		9/3	140 人
	夏の子ども講座	ダンボールでレーシングカーを作ろう	7/22	25 人
		パンを作ろう	7/22	16 人
		みんなで楽しく歌おう！	7/23・7/30	5 人
		コラージュを楽しもう	7/24	16 人
		キッズキッチン(1日だけ選んでね)	7/24・7/27・8/5	54 人
		和楽器で演奏しよう！！	7/27	7 人
		絵手紙で暑中見舞いを作ろう	7/29	14 人
		お茶の自由	7/30	10 人
		つげさん手話教室	7/31	18 人
		楽しく踊ろうヒップ ホップ	7/31	18 人
		折り紙で川下りの舟を折ろう！ ゴム銃を作ろう	8/3	19 人
		ボードゲームであそぼう！	8/6	26 人
支援事業 子育て	赤ちゃんルーム		4/10～3/25	236 人
	保育つき講座「おや子教室」		10/31～12/12	69 人
成人対象事業	NEW つるかめ大学（前期）		4/10 ～7/10	664 人
	NEW つるかめ大学（後期）		9/4 ～12/4	642 人
	いすヨガ A（高齢介護課共催講座）		9/26～10/24	57 人
	いすヨガ B（高齢介護課共催講座）		11/14～12/12	52 人
	おひとりさま・少人数お手軽料理講座 （高齢介護課共催講座）		9/7～10/19	46 人
	カラサイズ		9/29～10/20	44 人
	スマートフォン講座		11/20・11/27	29 人
	このゆびとーまれ！童謡・唱歌をみんなで歌いましょう		10/16～11/13	98 人

共生社会づくり事業	日本語会話よみかき教室	4/4～3/26	368 人
	夢にチャレンジ	4/15～3/16	72 人
	ホッとワーク（メンバーのみヘルパー除く）	5/23～3/26	66 人
	ふれあい料理	4/28～3/22	326 人
	介護について語り合う場	4/24～2/26	62 人
	介護者（ケアラー）支援の課題とコミュニティづくり	1/28	10 人
文化振興事業	クラシックコンサート	11/19	61 人
	ジャズライブ	1/21	68 人
	春一番コンサート	3/17	67 人
	ピアノリレー（GW・七夕・Xmas・ひなまつり）	4/30・7/2・12/17・3/3	309 人
人材養成事業	遊び隊	4/7～3/30	2060 人
	あそびボランティア養成講座	11/11・11/19	2 人
	保育ボランティア	10/31～12/12	66 人
	日本語会話よみかきボランティア	4/1～3/26	421 人
	ふれあい料理ボランティア	4/28～3/22	165 人
地域連携	第 67 回中央公民館まつり	5/27・5/28	5097 人
	第 67 回中央公民館まつり・バサー	5/14	100 人
	ロビー活用	通年	—
	地域出前講座	5/21、6/29、9/24、11/26、3/17	113 人
	移動公民館「健康サロン」	5/19～3/23	289 人
団体支援事業	ファミリー劇場・例会	5/14～11/19	262 人
	ファミリー劇場・子ども市	10/29	330 人
	ファミリー劇場・共催事業 「アンディ先生のまじっくしょー！」	7/30	254 人
	貝塚市軽音楽連盟・ライトミュージックコンサート	2/18	130 人
	貝塚市民踊連盟・市民民踊まつり	5/14	153 人
	貝塚市クラシック音楽家協会・クラシックコンサート	5/21	243 人
	貝塚市美術協会・貝塚市美術協会展	9/16、9/17	148 人

	貝塚市美術協会・小作品展	1/14～1/28	—
	貝塚市日本民謡連合会・民謡フェスティバル	11/12	90 人
	貝塚市合唱連盟・合唱フェスティバル	12/10	400 人
	クラブ協議会・レクリエーション バスツアー	11/15	81 人
	にっこり展（障がい者施設合同作品展示）	9/1～9/10	—
	クラブ協議会・研修会	3/10	67 人
	プレーパーク GW・夏・秋・春		1217 人
	貝塚プレーパーク 30 周年記念フォーラム	12/2	135 人
	乳幼児部会共催講座「SMILE 育児～みんなでわきあいあいと～」	5/23～12/7	99 人
	園児部会共催講座「Happy Life Happy Smile～話そう、つながろう～」	5/24～1/29	68 人
	小学生部会共催講座「笑顔あふれる小学生時代」	5/18～11/16	69 人
	中高生部会共催講座「思春期をのりきる！！」	5/22～12/7	85 人
	貝塚子育てネットワークの会・全体研修会	9/28・3/1	55 人
	利用者団体代表者会議	2/27・2/29	70 人
三館連携事業	しゃべり場★公民館	4/24～3/22	260 人
	保育ボランティア養成講座	2/13・2/20	7 人
	講師交流会	11/30	20 人
	第 12 回貝塚公民館大会	2/4	450 人
	第 12 回貝塚公民館大会 事前学習会	11/9	67 人

（浜手地区公民館）

事業区分	講座・事業名	期間	延べ参加者数
青少年対象事業	レッツ TRY	通年	
	+KOMINKAN（小学生～大学生の居場所）	4/23～3/24	25 人
	プロに学ぼう！パティシエ講座	5/28	16 人
	夏の子ども講座	7/21～8/5	264 人

	おばけやしき作戦会議	7/24～8/7	40 人
	鉄道模型 H0 ゲージ走行展示会	8/5・8/6	291 人
	おばけやしき	8/18	110 人
	新春あそびたい会	1/9	65 人
支援事業 子育て	子育てサロン☆ほっとスペース	4/4～3/26	398 人
	パパサロン	5/28～12/10	119 人
	げんきに子育て（保育つき）	5/26～6/30	14 人
成人対象事業	代謝アップ☆エクササイズ	4/28～5/26	62 人
	シニア世代の筋力アップ講座（高齢介護課共催）	5/9～7/4	98 人
	シルバーライフ	5/18～12/7	558 人
	かしこく夜活	6/29～7/27 11/2～12/7	55 人 62 人
	ととのう！現代人応援講座	①9/4～9/25 ②1/15～1/29	70 人 66 人
	カラダすっきり☆ストレッチ	①9/26～11/7 ②11/14～12/9	124 人 152 人
	カラサイズ	11/17～12/15	66 人
	楽酒もう～洋酒編～	11/19	18 人
	終活へいらっしゃ～い♪	1/25～2/8	94 人
	認知症予防にもなるスマホでイキイキライフ （高齢介護課共催講座）	1/26～2/9	31 人
づくり共生社会 事業	ふれあい料理（障がい者のための料理講座）	5/8～3/11	146 人
文化振興事業	浜手アフタヌーンコンサート	4/13～2/8	570 人
	唄と津軽三味線	7/29	102 人
	Autumn Jazz Concert	9/17	110 人
	にんぎょうげき	2/17	105 人
人材養成 事業	ふれあい料理ボランティア		53 人
	保育ボランティア		33 人
	浜手アフタヌーンコンサート企画委員		33 人

	図書整理ボランティア		
地域連携事業	ふれあいまつり	10/21～22	1,600 人
	プレイルーム開放	4/14～3/28	132 人
	ロビー活用（展示・図書・コーヒーコーナー）		
	第五中学校区地域教育協議会（すこやかネット）		
	パークタウン（連絡協議会・防災専門委員会・盆踊り実行委員会）		
団体支援事業	続ける！ノルディックウォーキング	10/24～11/28	64 人
	将棋を楽しむ場	①9/10～12/10	24 人
		②1/14～3/10	21 人
	浜手地区公民館利用者連絡会[25 クラブ]		
	利用者団体代表者会議		

（山手地区公民館）

事業区分	講座・事業名	期間	延べ参加者数
青少年対象事業	将棋倶楽部	5/20～3/16	93 人
	百人一首	4/1～3/2	58 人
	ファファクラブ（前期） （後期）	4/9～7/16 10/22～1/21	92 人
	夏の子ども講座	7/21～8/26	164 人
	ヤマチク絵画教室	6/24～8/26	24 人
	レッツTRY	通年	201 人
子育て支援事業	絵本と子育て（保育つき）	2/10、24	40 人
	子育て講座（保育つき）	9/7～10/19	15 人
	親子で料理	4/23～1/27	119 人
成人対象事業	ことぶきクラブ	4/4～12/5	678 人
	いすヨガ（高齢介護課共催）	6/1～7/6	60 人
	歩く楽しさと正しいノルディックウォーキングを （高齢介護課共催）	9/29～12/8	52 人
	スマホ・タブレット・インターネット（基本のキ）なんでも相談会	11/2～3/15	25 人

	実用ボールペン・筆ペン講座～美しい文字への挑戦～	11/16～1/11	79 人
	心と体を健康にするエクササイズ	5/19～7/7	38 人
共生社会 づくり事業	ふれあい料理	5/19～3/15	47 人
	ふらっとサークル	6/4～3/3	54 人
	学習の集いの場	通年	232 人
文化振興事業	ロビーコンサート	5/16～3/15	396 人
	たまねぎ劇場	4/16	50 人
	はじめての人形劇	10/1	97 人
	水間末廣座	1/28	112 人
	ヤマチクピアノ	通年	—
	津軽三味線と民謡	2/11	180 人
	気軽にコンサートピアノを弾こう	8/13、1/7	93 人
人材養成 事業	ふれあい料理ボランティア	—	52 人
	保育ボランティア	—	38 人
地域連携事業	自分の体質に合ったオリジナルチャイを作ろう	6/19、26	28 人
	アーユルヴェーダ的な更年期ケア 「ギーとおかゆづくり」	1/22、29	23 人
	親子でミツロウラップを作しましょう	11/11	9 人
	一流シェフが語る「地域の魅力と多様性の実現」	4/30	85 人
	移動公民館	6/3～3/2	89 人
	木島・東山校区福祉委員会夏休み映画会・落語会	8/6 2/25	100 人 80 人
	山手地区公民館まつり	10/14、15	1,240 人
	ロビー活用（展示）	随時	—
	山手地区公民館活動協議会 36 クラブ	—	—
団体支援 事業	利用者団体代表者会議（午後の部）	5/8	56 人
	（夜間の部）	5/9	7 人

8. 貝塚公民館歴史年表

年度	で き ご と
1953	5月、貝塚市立公民館開館、諮問機関として公民館運営審議会が設置
1956	第1回公民館祭開催
1953	婦人教室（婦人学級）開始、教養、食生活、文学、貝塚市の財政等→1977年 「おしゃもじ教室」→1982「ごごのつどい」
1955	婦人教室で安西冬衛を講師に「人生と文学」を開催。職員の情熱に感銘を受けて、「生命の泉のほとりに」を公民館に寄せてもらう
1953	公民館開館に伴い、クラブ連絡会が発足 ～1956年
1956	公民館クラブ協議会 設立、公民館育成団体に
1956	女子青年教室開設→1957年から青年教室と改称、1958年 一般男女対象のⅠ部、繊維工場勤務男女対象のⅡ部に分けられる。
1960	20才の集い（成人式を迎えた青年を対象とした学習活動）開始 → 一部がクラブ化（ともしび、野外活動、緑の会など）へ
1962	公民館クラブ協議会誌「どらせな」第1号発刊
1964	青年教室を青年セミナーに改称、以降、青年大学、青年講座、青年コースと改称、内容も変化※1972ガラタクラブ結成へ
1964	コース別婦人学級開設 「幼児コース」：子育て関係の学習 「生活1コース」：現代婦人像・くらしの知恵等、実生活に即した学習 「生活2コース」：家庭と法律、貝塚市の展望等、広く視野を広げる学習 「グループコース」：洋裁等、趣味の学習
1964	高齢者講座つるかめ大学開設 受講者の中から「高齢者懇話会」、「つるかめ民踊」「つるかめ折り紙」「つるかめ料理（現なごみクッキング）」「つるかめちぎり絵」「英会話OPEC」「コーラス銀の貝」などのグループが誕生
1965	貝塚市美術協会 市内中学校の美術教師とその教え子数名の会員で設立
1965	貝塚女子高等学院開校
1966	公民館2階建てから3階を増築、貝塚女子高等学院の教室5室と倉庫1室を増設
1968	公民館と婦人会共催講座開設（～1970）
1972	市民からの「意見聴取会」開催、「承り学的級形式」から市民に直接意見を求め職員と一緒に考える場を持つ。自主活動へと繋がる講座づくりへ
1975	貝塚女子高等学院閉校（1974年から募集停止）
1975	20才の集い終了
1975	保育付き講座「おや子教室」 開講 母親が子育てから離れて学ぶことのできる講座として「女性の学びの場の保障」を目的に開講。 公民館2階の会議室を臨時的保育室として、クラブ活動をしているリーダーや婦人学級の人たちに保育を依頼→1979年頃から保育付講座受講後の母親たちが「子どもがお世話になったから恩返しをしたい」と言って保育ボランティアへ
1975	ボランティアに対し、活動助成（ボランティア謝礼）として予算化開始
1976	青年教室閉校
1976	水間地域青年教室開講

年度	で き ご と
1976	三ツ松府営住宅 集会所にて「移動公民館」を開催
1977	貝塚市合唱連盟 公民館創立25周年を記念し、市内の小・中・高校のPTAコーラスなどの代表者が、小川研二氏（初代理事長）の呼びかけで集まって設立
1978	水間地域青年教室からヤングサロン開設
1978	10月、貝塚少年少女合唱団 発足国際児童年に子ども達が地域で文化・芸術に接することが大事なのではないかと合唱連盟に協力を働きかけ、第二中学校勤務の前川道孝先生を指導者、合唱連盟理事長高橋頼男氏を団長として設立
1978	「年金講座」受講者の中から「女性史を読む会」クラブ立上げ（～1989）
1979	貝塚市視覚障害者福祉協会の申し入れを受け、「盲婦人のための料理講座」開始→1980年「視覚障害者のための教養講座」開始→現「ホッとワーク」
1981	ふれあいDECEMBERにて「障害者のための料理講座」開催→1984年「精神障害者のための料理講座」1996年浜手地区公民館、1999年山手地区公民館で開始→現「ふれあい料理」
1981	初の保育ボランティア研修会の開催
1982	公民館ファミリー劇場（現在の貝塚ファミリー劇場） 設立 目標：「子どもたちに豊かな文化を」
1982	6月、少年少女合唱団育成会結成、合唱団を側面からバックアップする体制がつくられる。
1982	大阪府青年の広場育成事業として「青年の広場」が開設 国立市の「コーヒーハウス」の取り組みを参考に音楽とコーヒーハウスを組み合わせたプログラム構成とする。 →中野ひろしカルテットやガーリックが参加
1983	貝塚市日本民謡連合会 設立。昭和50年(1975)、月曜民謡クラブを皮切りに市内で民謡教室が開催されるようになる。公民館で民謡を学んでいる人たちが発起人となって各地域の民謡愛好家に呼びかけ、16団体が集まって設立 《竹田会・サークルオブ岩橋・五十嵐会・日出春会・万津美会・かつらぎ民友会・やすらぎの会・中央公民館月曜民謡教室・奥田民謡進謡会・明喜多会・山手公民館民謡・松元会 ほか》
1983	貝塚市軽音楽連盟 公民館で活動していた「ガラクタクラブ」「ガーリック」「オニオンキャビン」に「スイングガイズオーケストラ」を率いる中野ひろし氏が働きかけて設立
1983	ふれあいDECEMBER開催（公民館で活動する青少年と障がいをもつ人たちとのふれあいの場）
1983	ヤングフェスティバル開催「自分たちのやりたいことを吸収し、企画、開催していくヤングプロダクト的方向の具体的なものとして、貝塚で活動する若者グループを繋ぎ合わせながら何か大きいイベントを」
1983	「働く婦人の講座」開設→「働く女性の会」結成へ
1984	9月、貝塚市民踊連盟 設立 1980～各地域の民踊愛好家による実行委員会で、「民踊の夕べ」、「民踊まつり」を開催、その後19団体の参加で結成。
1984	貝塚市クラシック音楽家協会 貝塚市在住の音楽関係者の間で「地域にもっとクラシック音楽を広げるために、そして自分たちの勉強のために」設立
1985	ロックバンド連絡会結成
1986	公民館ファミリー劇場がおやこ劇場準備会を経て貝塚ファミリー劇場として自主運営に移行
1988	ふれあいDECEMBER終了
1988	公民館創立35周年記念事業として記録映画「アリサ」上映、 参加団体：親子体操さくらんぼ、公民館保育ボランティア、貝塚母親連絡会、れんげ草、ノンタンようちえん、貝塚ファミリー劇場 公民館職員の働きかけをきっかけに子育てネットワークの活動へ

年度	で き ご と
1988	公民館の建替えを含む文化会館の建設基本計画策定推進会議設置を機に有志で公民館についての学習会の開催や公民館についての市民アンケートを実施、それをふまえて、11月に『私たちの公民館白書』を刊行
1989	「おや子教室」の定員が増加したことを機に「公民館保育を考える会」が発足、要望書を提出し、公民館保育室の定員を20名とし、子ども3人に対し1人の保育者という基準を設定、以降公民館に専用保育室を設置する動きへ
1989	秋、浜手地区公民館「いきいきシルバー大学」開設
1990	7月、ヤングフェスティバル終了
1991	子育てネットワークの会、乳幼児・小学生・中高生の3部会制へ
1991	「安心して老いるための貝塚連絡会」発足
1991	開館後高齢者講座開催。2年目（1992年）から「山の手寿大学」に名称変更
1992	学校5日制の開始にともない、12月大阪府教育委員会から委嘱された「貝塚市少年少女サークル活動促進委員会」発足 →プレイパーク（現プレーパーク）の開始へ
1992	保育ボランティアの登録制度開始
1992	『私たちの公民館白書』刊行を機に1989年「それいゆ」を結成、その活動の蓄積の上に4月「貝塚学習グループ連絡会」が誕生 ・「色えんぴつ（1984 文章講座受講者から生まれた会）」 ・「めだかグループ（1986 子育て、家族のあり方を考える会）」 ・「親子体操グループさくらんぼ（1986 子育て講座受講者による）」 ・「ましゅまる（1987 環境問題を考える会）」 ・「あけぼの（1987 女性問題を考える会）」 ・「社会教育講座OG（1988 社会教育について学ぶ会）」 ・「綿の会（1988 地域地場産業労働の掘り起こし）」 ・「公民館保育を考える会（1989 現 あこーる）」 ・「こだちみ会（1989 主婦と言う意味にこだわって話し合う）」 ・「マザーグース（1989 お母さんの英会話学習G）」 ・「豊かな老後をめざす会（1990 現 安心して老いる会）」
1992	8月、「あけぼの」などのグループが「貝塚市女性行動計画策定の提言」作成、提出
1996	第1回公民館大会開催
1996	在日外国人向けに中央・山手地区・浜手地区公民館で、「日本語会話よみかき教室」を開設。 外国人の指導はボランティアが行うこととし、日本語会話よみかき教室ボランティアが始動。
1998	第一回公民館大会後、各文化団体が「互いに協力しながら課題を克服していくゆるやかな組織を作ろう」と、「文化団体連絡会」を組織、機関紙「クリエイト」を刊行。しかし、その後進展せず消滅。
2001	浜手地区公民館、60歳からの「ピアノ講座」開設 以後3年間継続、講座終了後もグループ設置へ
2012	1997年から活動していた「折り紙グループ」と2008年から活動していた「あそび隊」が合体、「遊び隊」として再スタート

9. 文部科学省の資料

**人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
(答申) 概要**

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

＜地域における社会教育の目指すもの＞

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society 5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり

自主的・自発的な学習による知的
欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり
意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の
将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加の
ためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、
より多くの住民の主体的な参加を
得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完
結させず、首長、NPO、大学、
企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、
地域の学びと活動を活性化す
る多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

1

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要」
（中央教育審議会 平成 30 年 12 月 21 日）

第2部 今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じて社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
 - 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
 - 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

- ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策
（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）
- ②社会教育活動の推進方策
（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）
- ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方
（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

社会教育についてのこれまでの議論について①



人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化等の多様化・複雑化する課題と社会変化に対応するためにも、今後の我が国にとって『**社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり**』が一層重要
- 地域における新時代の社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」を提示し、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり、ネットワーク型行政の実質化、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍の3つの観点が必要**
- 社会教育施設には学習と活動の拠点としてのみならず、**住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割**も求められる
- 地方公共団体からの意見も踏まえ、**地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例について**、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に可とすべき

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 一人として取り残すことのない**社会的包摂の実現**や、**誰もがデジタル化の恩恵を受けられるような社会の実現**が大きな課題
- 生涯学習・社会教育に関わる多種多様な関係機関・関係者が、あらゆる人の身近に学びの機会がある社会の重要性についての共通認識を持ち、生涯学習・社会教育の振興に係る取組を積み重ね、多様なニーズを持つそれぞれの人の学習機会を保障し、学習の当事者としての個人の自主的・積極的な学びを支えることで、個人や集団、ひいては**地域コミュニティにおけるウェルビーイングを高める**
- 住民自治を支える**社会教育は、持続的な地域コミュニティを形成する、社会全体の基盤**

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について

(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「**地域の学びと実践プラットフォーム**」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、**社会教育人材・社会教育施設が連携して担う**
- 社会教育人材に関する事項について、**中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討**



社会教育についてのこれまでの議論について②



第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

- 「**2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成**」、「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」の2つがコンセプト
- 基本的な方針3:地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 - ・地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、**社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められ**、こうして形成された地域の人々の関係は**持続的な地域コミュニティの基盤**となり、ひいては**社会全体の基盤**となる
 - ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化
 - ・公民館等の**社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充**
 - ・国や地方公共団体において、**障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに**、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月 社会教育人材部会)

- 社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした**社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要**
- 社会教育主事、社会教育士の役割はそれぞれ「**地域全体の学びのオーガナイザー**」、「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」
- 地域の実情を踏まえつつも、**講習・養成課程の修了(社会教育士の称号取得)は、あくまで社会教育人材のエントリー条件であり、その後の段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性**の一つであること、また**任用後も実務経験や研修等によって必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待されること**
- 社会教育人材の裾野の拡大に伴う**量的拡大・質的向上**に向けた対応方策
- 社会教育人材の活躍促進に向けた対応方策(**社会教育人材のネットワーク化等**)
- 社会教育主事と社会教育士の関係や位置付け、それらを踏まえた社会教育人材の養成の在り方や活躍方策については、様々な観点から議論を継続していくことを期待**

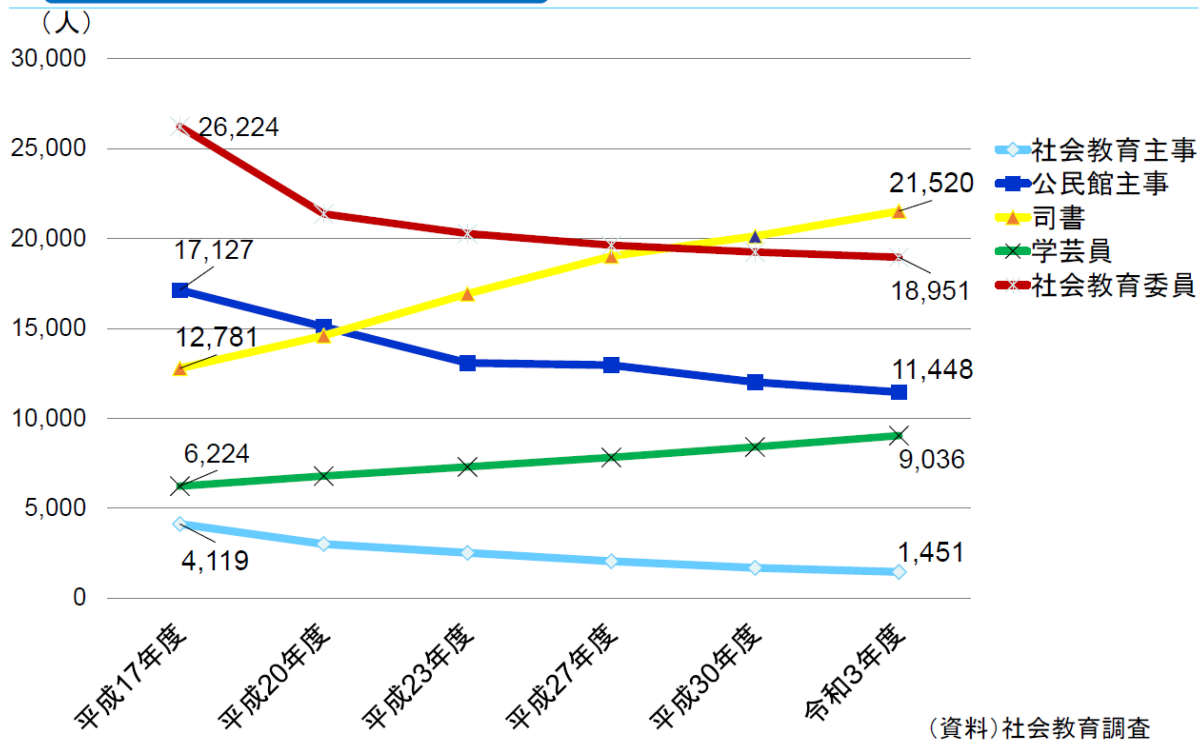
第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)

- リカレント教育**:多忙な社会人にも情報をわかりやすく提供することや、学び直しのための費用、時間、社会的評価等の課題の解決が必要であり、高等教育機関では地域社会の知的基盤として地方公共団体や地元企業などと連携し、企業等からの人的成長投資ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、社会人が学びやすい教育環境を整備することで、学びの成果が適切に評価され、個人のキャリアアップが促進される「**学びと成長のエコシステム**」の構築を図るなど、地域の人材拠点となる必要がある。
- 障害者の生涯学習**:多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要
- 外国人の日本語教育**:我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要
- 社会教育人材**:学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る方策等に取り組む
- 社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わりし、新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待**

「参考資料集」(中央教育審議会 令和6年6月25日)より抜粋

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）		令和5年6月16日 閣議決定
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望		
教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行） ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み		
【社会の現状や変化】		
・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等		
第3期計画期間中の成果		第3期計画期間中の課題
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等		・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等
計画のコンセプト		
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて 自らが社会の創り手 となり、課題解決などを通じて、 持続可能な社会 を維持・発展させていく ・ 社会課題の解決 を、経済成長と結び付けて イノベーション につなげる取組や、一人一人の 生産性向上 等による、 活力ある社会の実現 に向けて「 人への投資 」が必要 ・ Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成		
日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上 ・ 多様な個人 それぞれが 幸せや生きがい を感じるとともに、 地域や社会が幸せや豊かさ を感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、 学校や地域でのつながり 、利他性、協働性、 自己肯定感 、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視 ・ 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信 ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。		
今後の教育政策に関する基本的な方針		
① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ・主体的に社会の形成に参画、持続的な社会の発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成		
② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による 多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の 長所・強みに着目する視点の重視 、 地域社会の国際化への対応 、 多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ ICT等の活用 による学び・交流機会、 アクセシビリティの向上 人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者		
③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ・持続的な 地域コミュニティの基盤形成 に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や 社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 、 家庭教育支援の充実 による学校・家庭・地域の連携強化 ・ 生涯学習 を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、 当事者として地域社会の担い手 となる		
④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、 第1段階から第2段階への移行の着実な推進 GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、 教育データの分析・利活用 の推進 デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ		
⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一體的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保 NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等		

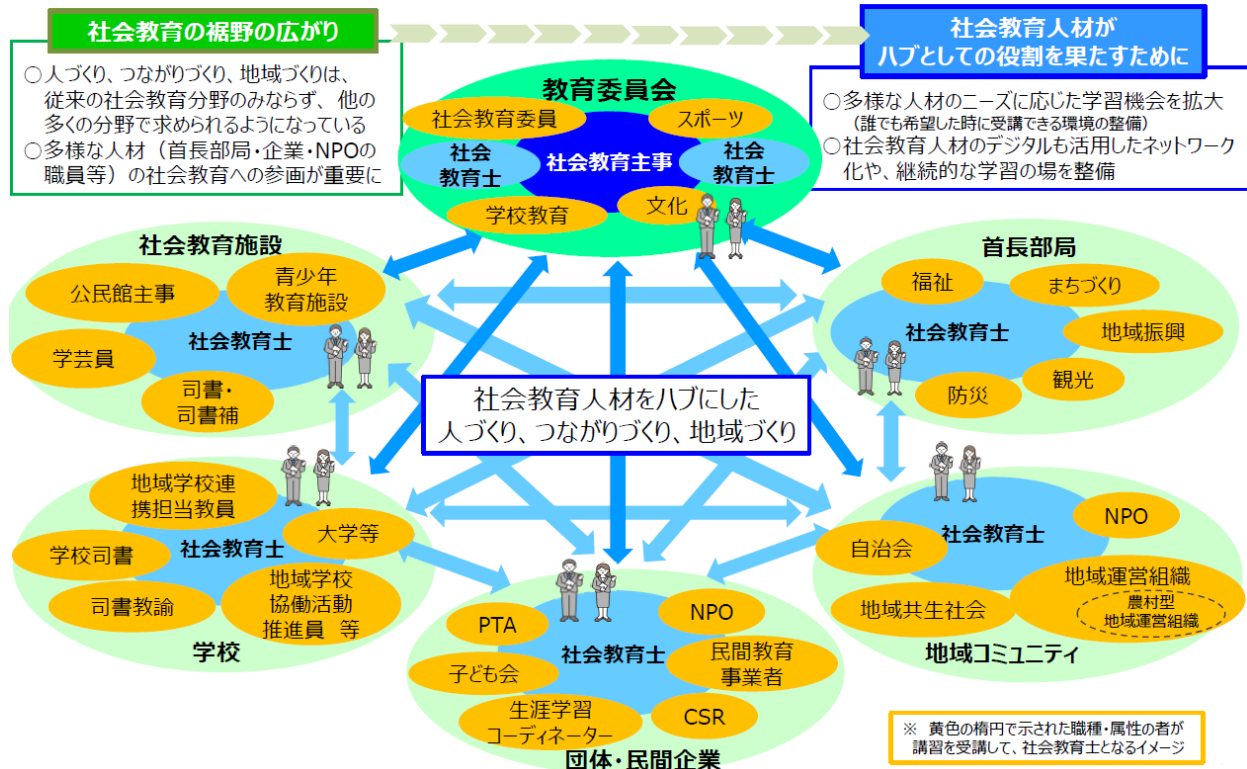
社会教育関係職員数の状況



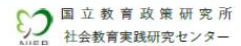
(注) 学芸員数は、博物館登録施設、博物館相当施設及び博物館類似施設の学芸員の合計。

「参考資料集」（中央教育審議会 令和6年6月25日）より抜粋

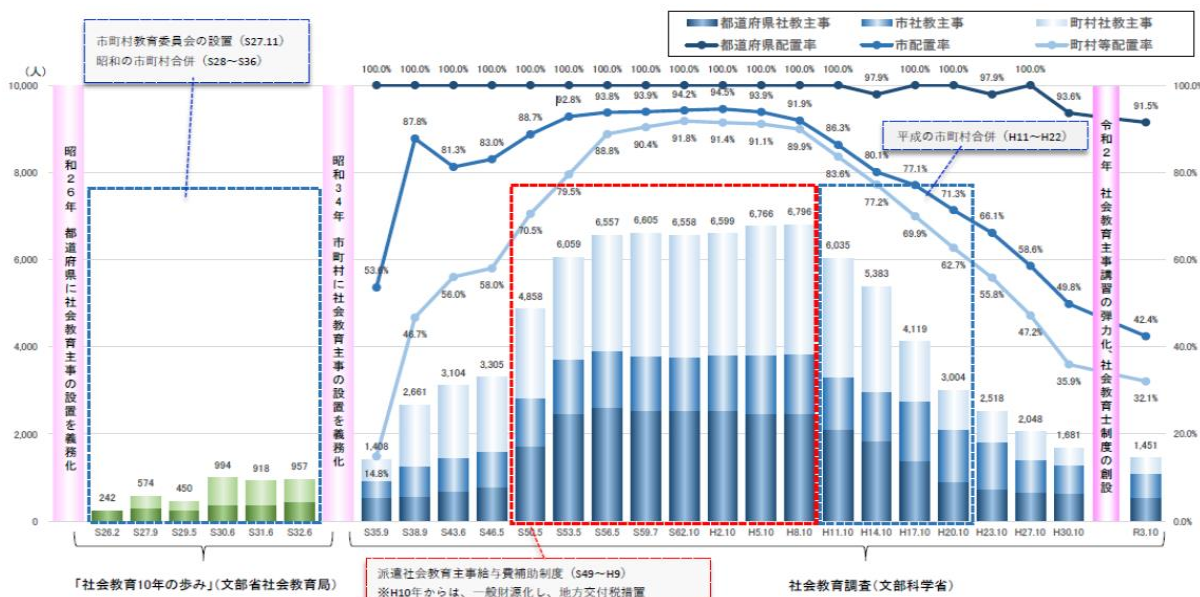
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割



社会教育主事の配置率の低下



都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

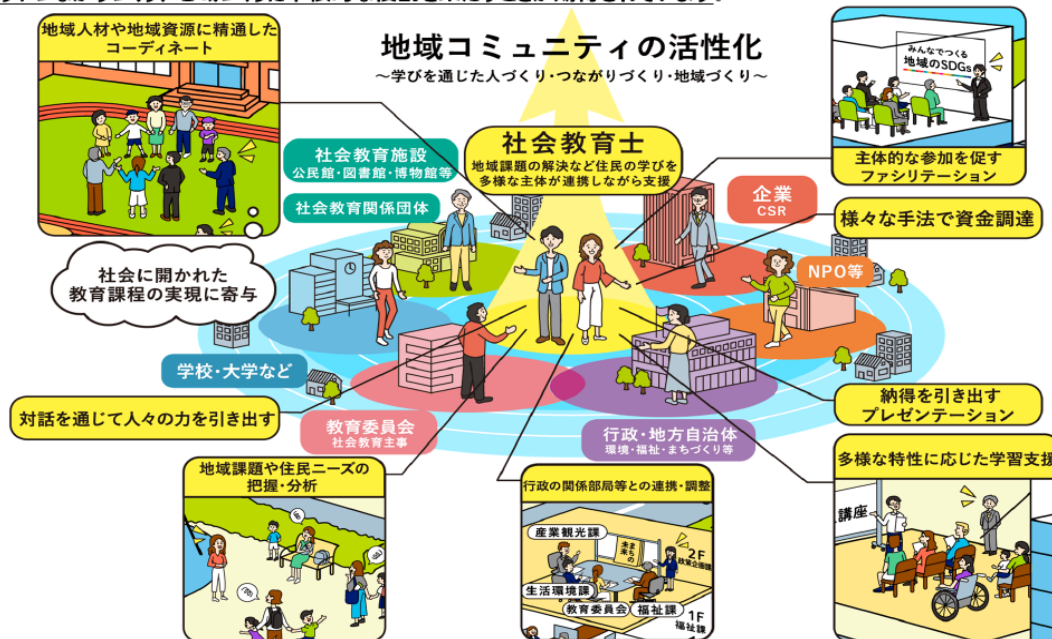
(出典) 『社会教育10年の歩み』(文部省社会教育局)、『社会教育調査』(文部科学省)

「参考資料集」(中央教育審議会 令和6年6月25日)より抜粋

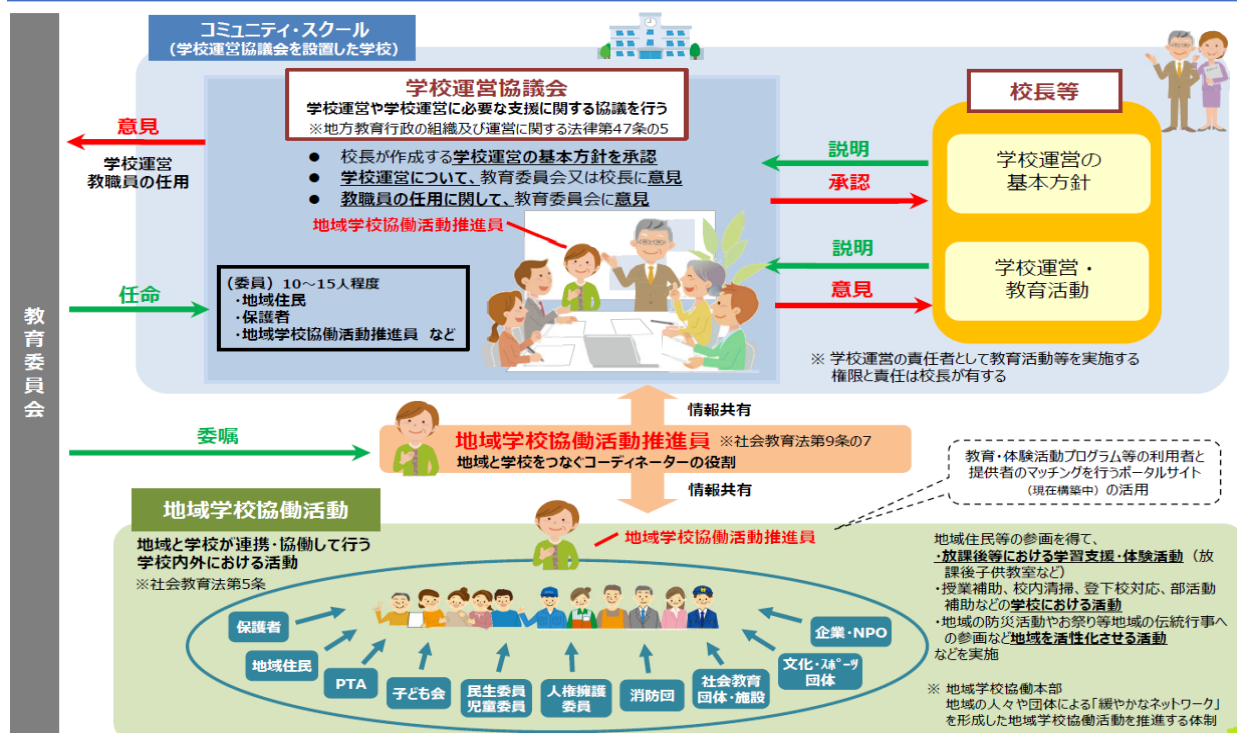
「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援**を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



「参考資料集」(中央教育審議会 令和6年6月25日)より抜粋

昭和18年	昭和20年	昭和22年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和30年	昭和32年	昭和35年	昭和37年	昭和41年	昭和44年	昭和49年						
佐々木仙太郎市長	佐々木仙太郎市長	北野弥一郎市長	北野弥一郎市長	北野弥一郎市長	北野弥一郎市長	北野弥一郎市長	北野弥一郎市長	岡本義雄市長	岡本義雄市長	岡本義雄市長	吉道勇市長	吉道勇市長						
庶務課	総務課	総務課	総務部	秘書課	総務部	秘書課	秘書課(秘書係・職員係)	職員課	企画室	総務部	秘書課	市長公室	秘書課					
企画課	財務課	税務課		統計広報課		統計広報課		統計広報課	庶務課		秘書課		企画調査室	人事課	広報公聴課			
財務課	戸籍課	戸籍課		庶務課		庶務課		庶務課	文書課		職員課		庶務課	庶務課	企画課			
産業課	経済課	経済課		税務課		税務課		税務第1課	税務課		庶務課		文書課	文書課	人事課			
社会衛生課	救護厚生課	民生課		商工課		商工課		税務第2課	税務第2課		徴収課		文書課	税務課	行政課			
土木課	保健課	衛生課	民生部	教育課	民生部	戸籍課	戸籍課	戸籍課	市民課	税務課	徴収課	総務部	財政課					
学務課	土木課	母子寮		戸籍課		戸籍課	農林水産課	農林水産課	農林水産課	農林水産課	徴収課		徴収課	産業課	市民課			
水道課	学務課	土木課		農林水産課		農林水産課	衛生課	衛生課	衛生課	衛生課	市民課		市民課	清掃課	清掃課			
	水道課	教育課		衛生課		衛生課	社会福祉事務所	社会福祉事務所	社会福祉事務所	社会福祉事務所	商工課		清掃課	保健課	交通公害課			
		水道課		社会課		社会福祉事務所	母子寮	母子寮	母子寮	母子寮	清掃課		保健課	福祉事務所	保健課			
		市立病院		母子寮		母子寮	保育所		保育所	保育所	保育所	農林水産課	社会福祉事務所	都市計画課	民生部	福祉事務所		
東出張所		施設部		土木課		施設部	土木課	施設部	土木課	建設課	建設課	建設課	保健課	社会福祉事務所		開発課	児童課	
西出張所		部		営務課			営務課	部	営務課	水道課	水道課	水道課	水道課	社会福祉事務所		保育所	土木課	保育所
南出張所				水道課			水道課		水道課	会計課	会計課	会計課	会計課	保育所		青少年センター	建築課	総合開発課
北出張所				会計課			会計課		会計課	市立病院	市立病院	市立病院	土木課	都市計画課	下水道課	開発部	都市計画課	
木島出張所				市立病院			市立病院		市立病院	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	建築課	土木課	業務課		監理課	
葛城出張所				東出張所			東出張所		議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	水道課	建築課	工務課	建設部	土木課	
貝塚市役所分課条例				西出張所			西出張所		議会事務局	水間出張所	水間出張所	水間出張所	出納室	農林水産課	同和対策室		建築課	
				南出張所			南出張所		木島出張所				市立病院	水道事業所	出納室		下水道課	
				北出張所			北出張所		葛城出張所				教育委員会事務局	水道事業所	出納室		業務課	
			木島出張所		木島出張所		水間出張所				議会事務局	水道事業所	市立病院	水道部	工務課			
			葛城出張所		葛城出張所						選挙管理委員会	水道事業所	消防本部(消防署)					
												監査委員会	消防本部(消防署)	管理課	同和対策室			
												公平委員会	教育委員会	管理課	会計課			
												農業委員会	教育委員会	学校教育課	市立病院事務局			
												行政事務改善による機構改革	社会教育課	社会教育課	消防本部(消防署)			
													図書館	図書館				
													公民館	公民館	教育委員会	管理課		
													公民館	議会事務局		学校教育課		
													議会事務局	選挙管理委員会		社会教育課		
													選挙管理委員会	監査委員会		図書館		
													監査委員会	公平委員会		公民館		
													公平委員会	農業委員会	教育委員会(同和教育担当)			
													農業委員会	貝塚市組織条例		議会事務局		
															選挙管理委員会			
															監査委員会			
															公平委員会			
															農業委員会			

昭和50年	昭和57年	昭和60年	平成3年	平成7年	平成9年	平成14年	平成19年	平成22年	平成24年	平成28年	令和3年	令和5年
吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	吉道勇市長	藤原龍男市長	藤原龍男市長	藤原龍男市長	藤原龍男市長	酒井了市長
秘書課	都市開発班	臨海開発室	貝塚駅前再開発事務所	国体推進室	国体推進室	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	政策推進課	政策推進課	政策推進課
広報公聴課	企画調整班		市制50周年記念事業準備室	企画課	企画課	自然遊学館	企画課	政策推進課	政策推進課	広報交流課	広報交流課	魅力づくり推進課
企画課	秘書広報課	秘書広報課	企画室	交流推進課	企画課	企画課	交流推進課	交流推進課	交流推進課	行財政管理課	行財政管理課	行財政管理課
人事課	人事課	人事課	自治振興課	秘書課	交流推進課	企画課	情報管理課	情報管理課	情報管理課	商工観光課	商工観光課	産業戦略課
監理室	庶務課	庶務課	秘書課	人事課	情報管理課	情報管理課	人権政策課	人権政策課	人権政策課	人権政策課	人権政策課	危機管理課
庶務課	監理課	契約検査課	人事課	庶務課	秘書課	秘書課	ひと・ふれあいセンター	秘書課	ひと・ふれあいセンター	ひと・ふれあいセンター	ひと・ふれあいセンター	
財政課	課税課	課税課	庶務課	庶務課	人事課	人事課	秘書課	秘書課	秘書課	危機管理課	危機管理室	デジタル推進課
市民課	納税課	納税課	契約検査課	契約検査課	庶務課	庶務課	人事課	人事課	人事課	情報統計課	情報統計課	秘書課
産業課	市民課	市民課	財政課	財政課	契約検査課	契約検査課	庶務課	庶務課	庶務課	総務課	総務課	総務課
清掃課	清掃課	清掃課	課税課	課税課	財政課	財政課	行財政管理課	行財政管理課	行財政管理課	秘書課	秘書課	人事課
交通公害課	衛生事業所	衛生事業所	納税課	納税課	課税課	課税課	課税課	課税課	課税課	人事課	人事課	契約検査課
国保年金課	生活環境課	産業課	市民課	市民課	納税課	納税課	納税課	納税課	納税課	財政課	課税課	課税課
保健衛生課	国保年金課	清掃課	商工課	商工課	市民課	市民課	市民課	市民課	市民課	課税課	納税課	納税課
福祉課	保健衛生課	衛生事業所	農林課	農林課	商工課	商工課	環境生活部	環境生活部	環境生活部	納税課	市民課	人権政策課
児童課(保育所)	市民福祉センター	国保年金課	交通公害課	交通公害課	同和对策室(解放会館)	農林課	市民課	市民課	市民課	市民課	契約検査課	ひと・ふれあいセンター
総合開発課	産業課	保健衛生課	環境衛生課	環境衛生課	生活環境部	環境交通課	環境交通課	環境交通課	環境交通課	廃棄物対策課	廃棄物対策課	市民課
都市計画課	都市計画課	福祉課	清掃課	清掃課	生活環境部	廃棄物対策課	環境政策課	環境政策課	環境政策課	福祉総務課	福祉総務課	廃棄物対策課
土木課	都市計画課	保護課	衛生事業所	衛生事業所	健康福祉部	生活衛生課	廃棄物対策課	廃棄物対策課	廃棄物対策課	生活福祉課	生活福祉課	環境衛生課
建築課	土木課	児童課	墓地整備室	環境衛生課	健康福祉部	社会福祉課	生活衛生課	生活衛生課	生活衛生課	高齡介護課	高齡介護課	福祉総務課
下水道課	建築課	市民福祉センター	墓地葬祭課	墓地葬祭課	健康福祉部	国保年金課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	障害福祉課	障害福祉課	福祉総務課
業務課	施設保全課	東老人福祉センター	健康推進課	健康推進課	健康福祉部	健康推進課	高齡介護課	高齡介護課	高齡介護課	国保年金課	国保年金課	生活福祉課
工務課	改良事務所	都市計画課	福祉課	福祉課	健康福祉部	高齡障害福祉課	障害福祉課	障害福祉課	障害福祉課	健康推進課	健康推進課	高齡介護課
同和对策室(解放会館)	工務課	道路課	児童課	福祉課	健康福祉部	介護保険課	児童福祉課	児童福祉課	児童福祉課	児童福祉課	児童福祉課	障害福祉課
会計課	工務課	建築課	市民福祉センター	保護課	健康福祉部	児童福祉課	国保年金課	国保年金課	国保年金課	健康推進課	健康推進課	障害福祉課
市立病院事務局	同和对策室(解放会館)	施設保全課	東老人福祉センター	児童課	健康福祉部	市民福祉センター	健康推進課	健康推進課	健康推進課	子ども福祉課	子ども福祉課	保険年金課
総務課	会計課	改良事業所	健康推進課	市民福祉センター	健康福祉部	東老人福祉センター	市民福祉センター	市民福祉センター	市民福祉センター	子育て支援課	子育て支援課	健康推進課
警防課	市立病院事務局	下水道課	国保年金課	東老人福祉センター	健康福祉部	道路公園課	道路公園課	道路公園課	道路公園課	環境衛生課	環境衛生課	子ども部
総務課	総務課	業務課	都市計画課	都市計画課	建設部	建築住宅課	建築住宅課	建築住宅課	建築住宅課	都市整備部	都市整備部	子ども部
学事課	警防課	工務課	公園緑地課	公園緑地課	建設部	施設保全課	施設保全課	施設保全課	施設保全課	上下水道部	上下水道部	子ども部
教育指導室	予防課	同和对策室(解放会館)	道路課	道路課	建設部	東山丘陵地開発課	東山丘陵地開発課	東山丘陵地開発課	東山丘陵地開発課	下水道部	下水道部	子ども部
社会教育課	総務課	会計課	住宅課	住宅課	建設部	下水道管理課	下水道管理課	下水道管理課	下水道管理課	下水道部	下水道部	子ども部
社会体育課	学事課	市立病院事務局	建築課	建築課	建設部	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道部	下水道部	子ども部
同和教育室	教育指導室	消防本部	施設保全課	施設保全課	建設部	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道部	下水道部	子ども部
議会事務局	社会教育課	水道部	用地対策室	用地対策室	建設部	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道部	下水道部	子ども部
選挙管理委員会	社会体育課	消防本部	下水道管理課	下水道管理課	建設部	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道部	下水道部	子ども部
監査委員会	青少年課	消防本部	下水道整備課	下水道整備課	建設部	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道整備課	下水道		